附属機関等の概要

別記様式2 (令和5年9月1日現在)

担当部課名 建設部住宅局建築指導課 内線

附属機関等の名称 北海道建築審査会						
「附属機関」	、「懇談会」の別		付属機関			
設置年月日	昭和25年12月23日					
設置根拠	建築基準法					
設置目的	 (目的) 許可に係る同意、特定行政庁、建築主事、建築監視員、指定確認機関の行った処分などについての審査請求に対する裁決を行うとともに、建築基準法の施行に関する重要な事項の調査審議を行うほか、関係行政庁に対して建議すること。 (1)接道免除の許可(法第43条第2項第二号)等、建築基準法に規定する同意(2)特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為についての審査請求があった場合、裁決を行う(法第94条第1項、第2項)(3)特定行政庁の諮問に応じて建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する(法第78条第1項)(4)建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対し、建議することができる(法第78条第2項) 					
委員構成		2 嘱していない場合はその理由	名 【公募枠	: 7名])	
	2 部会等の設置	名称	委員数(うち女性委員)			
会議の公開状況	一部非公開公開できない理	・一部非公開・未決定の別 関由(非公開・一部非公開の場 よっては、個人情報等が含まれ				